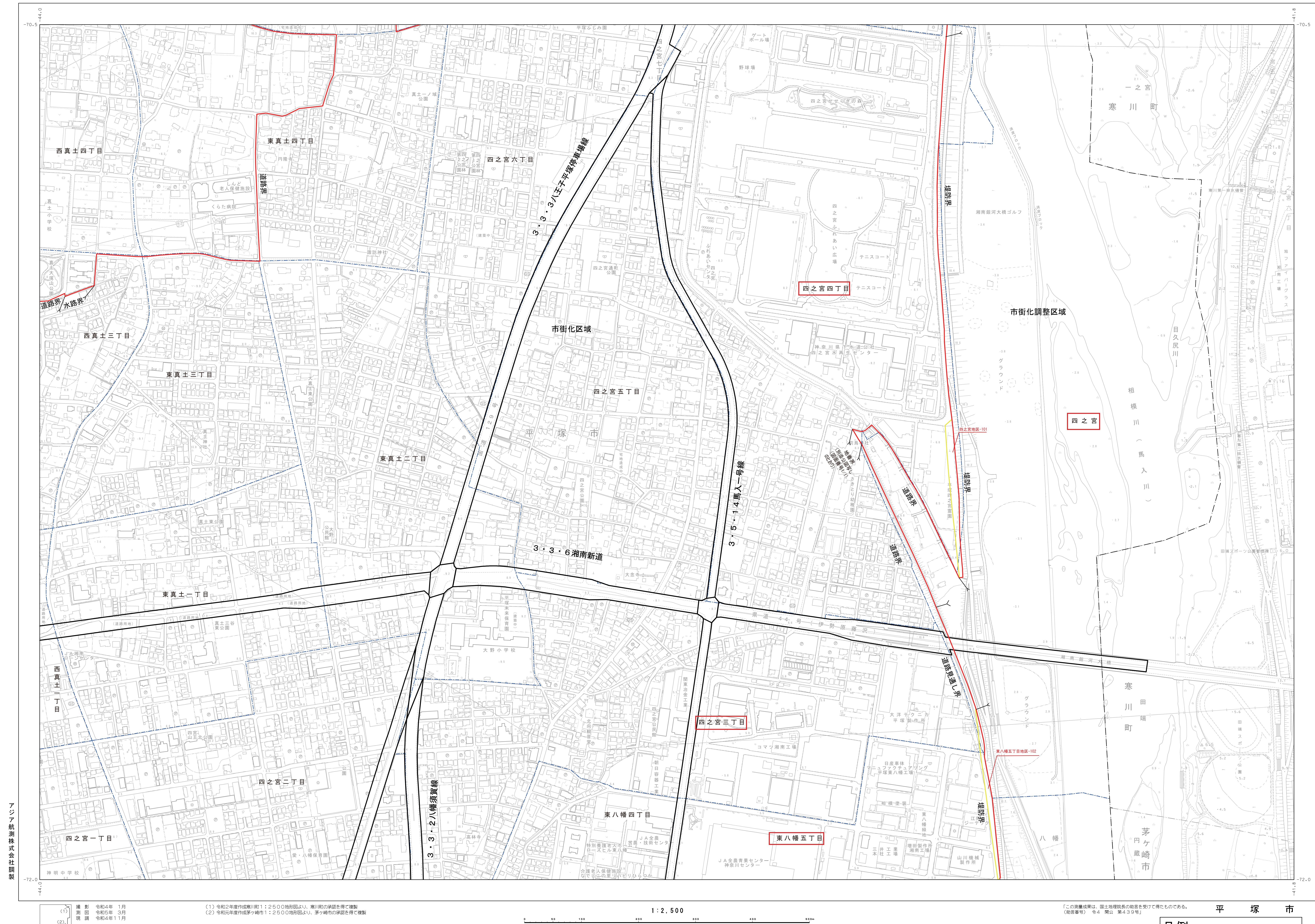
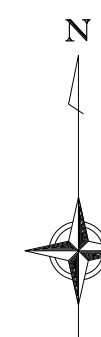


IX-MC 39-3

四 之 宮



小 崎 島 37-11	田 村 37-12 栗川町	
豊 田 37-17	四之宮 37-18	
中 原 37-23	八 幡 37-24	茅ヶ崎 須 市 37

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第1X座標系
投影は横メルカトル図法
国柄に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
平面直角座標値は、世界測地系による
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

「この測量成果は、国土院院長の勅命を受けて得たものである。
(勅命番号) 令4 関公 第439号」

平 塚 市

四 之 宮 37-18

事 項	市町名
件 名	平塚市
図 面 名 称	平塚都市計画区域区分の変更
縮 尺	計 画 図
番 号	1/2,500
作成年月日	1/5
	令和 年 月 日

凡例

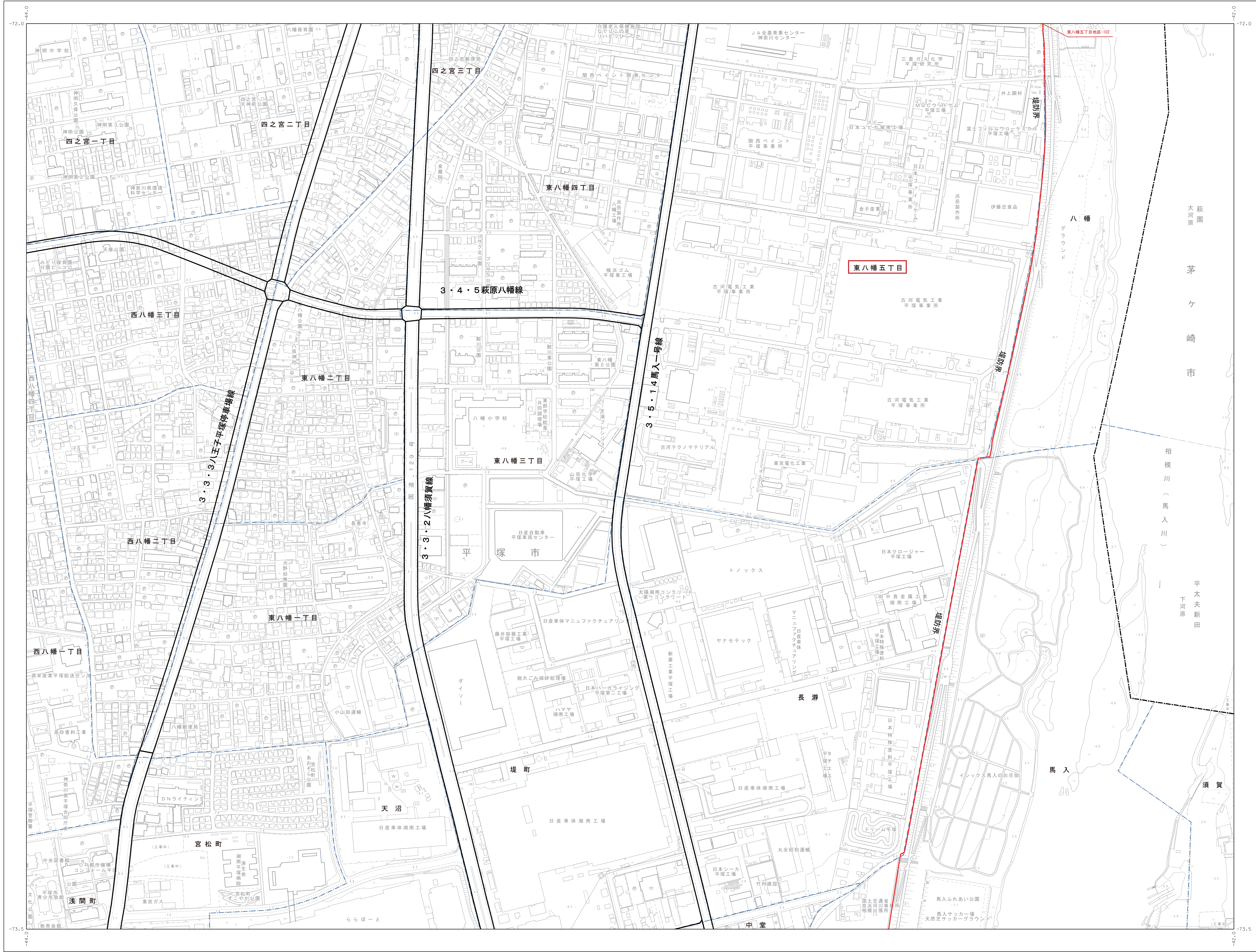
—— 変更後の区域区分線

—— 変更前の区域区分線

肝丁界·字界

— 都市計画道路

都市計画区域



豊田 37-17	四之宮 37-18	東八幡 37-19
中居 37-20	八幡 37-21	須賀 37-22
平塚 37-23	馬入 37-24	中居 37-25

記号

△ 37.2 三角点
□ 25.62 電子基準点
□ 25.62 水準点
※ 42.5 特設測量点
▽ 35.5 山頂測量点
※ 25.73 山頂測量点
・ 12.3 標高不明点
・ 15.8 標高不明点

記号

△ 37.2 三角点
□ 25.62 電子基準点
□ 25.62 水準点
※ 42.5 特設測量点
▽ 35.5 山頂測量点
※ 25.73 山頂測量点
・ 12.3 標高不明点
・ 15.8 標高不明点

記号

△ 37.2 三角点
□ 25.62 電子基準点
□ 25.62 水準点
※ 42.5 特設測量点
▽ 35.5 山頂測量点
※ 25.73 山頂測量点
・ 12.3 標高不明点
・ 15.8 標高不明点

アジア航測株式会社調製

撮影 令和4年 1月
測図 令和5年 3月
現調 令和4年 1月

(1) 令和5年度作成茅ヶ崎市1:2,500地形図より、茅ヶ崎市の承認を得て複製

1:2,500

〔この測量図等は、国土交通省告示第9号の規定による第1図等〕

平塚市

凡例	
—	変更後の区域区分線
—	変更前の区域区分線
—	町丁目界・字界
—	都市計画道路
---	都市計画区域

八 幡 37-24

事項	市町名	平塚市
件名	平塚都市計画区域区分の変更	
図面名称	計 画 図	
縮尺	1/2,500	
番号	2/5	
作成年月日	令和 年 月 日	